

大規模地震予知情報「警戒宣言」が発令された場合の措置について

1978 年（昭和 53 年）12 月、「大規模地震対策特別措置法」が施行され、これにもとづき 1979 年（昭和 54 年）8 月 7 日、静岡県を中心とした「強化地域」が指定されました。神奈川県においても茅ヶ崎市以西の 8 市 11 町がこの指定を受けました。横浜市（学校所在地）は現在この「強化地域」から除外されていますが、仮に東海地方に大地震（予想規模はマグニチュード 8 以上、震度 6 < 烈震 > 以上）が発生した場合には横浜市は震度 5 < 強震 > 以上の地震が予想されています。

本校では「警戒宣言」が発令された場合の措置を、あらかじめ下記のように定めましたのでお知らせいたします。

「警戒宣言」が発令された時点から、これが解除されるまでを休校とする。

[注]

1. 生徒が在宅中の場合は、解除されるまで自宅で待機すること。
（解除後の始業の指示はクラスの連絡網によって行う）
2. 生徒が登・下校中の場合には、責任ある機関（駅・警察・消防署等）の指示を受け、ただちに帰宅すること。
3. 在校中の場合は、生徒は学校の指示にもとづき速やかに離校し、帰宅すること。ただし強化地域に指定された地区の生徒は、あらかじめ学校に提出した避難先に避難することになる。